

平成二十九年六月八日提出
質問第三八五号

国家戦略特区制度を利用して加計学園に獣医学部の新設が認められることになった経緯のうち、平成三十年度開学のスケジュールが決まるまでの府省間の協議等に関する第三回質問主意書

提出者 宮崎 岳志

国家戦略特区制度を利用して加計学園に獣医学部の新設が認められることになった経緯のう

ち、平成三十年度開学のスケジュールが決まるまでの府省間の協議等に関する第三回質問主意

書

一 先の質問に対する答弁書（内閣衆質一九三第三四五号）において、政府は「獣医学部の新設の時期について、文部科学省と内閣府との間で協議は行われてきたが、同年九月二十六日に協議が行われた事実は確認できない」としている。

この答弁書の「同年九月二十六日に協議が行われた事実は確認できない」の意味するところが必ずしも明らかではないが、これは同日に協議が「行われていなかった」という意味なのか、それとも単に「行われたのか、行われていなかったのか、判然としない」という意味なのかを、明確に答えられたい。

二 先の質問（質問第三四五号）において「平成三十年四月開学は設置認可に必要な準備を整えるのが困難であることから、平成三十一年四月開学を目指した対応とすべきではないか、との考え方を伝えたことがあるか。あつたのなら、その具体的な日程と内容について示されたい。また、その他の時期であるとするば、上記の考え方を最初に伝えた日にちを明らかにされたい」と問うたところ、先の質問に対する答弁書

(内閣衆質一九三第三四五号)は「文部科学省が内閣府に対して御指摘の考え方を伝えた事実は確認できない」と回答した。

「御指摘の考え方を伝えた事実は確認できない」の意味するところが必ずしも明らかではないが、これは指摘した考えを「伝えた事実はない」という意味なのか、それとも単に「伝えたのか、伝えていなかったのか、判然としない」という意味なのかを、明確に答えられたい。

右質問する。